

復旧・復興に向けて

このたびの台風災害により被災された市民の皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

9月9日未明に関東地方に上陸した台風15号では、本市において強風・大雨により、多くの家屋が被害を受けました。倒木による交通規制や長期間にわたる停電と断水、通信障害が発生し、市民の皆さまには大変なご不便とご心配をおかけしたことを思います。

また、農業用施設の損壊も多数発生し、農業を始めとする市内の産業にも大変な被害をもたらしました。さらに10月12日に接近した台風19号により、多くの市民が避難所に避難する事態となりました。

そのような中で国や千葉県をはじめ、群馬県を中心として編成された職員の皆さまの派遣、そして県内外の自治体、自衛隊、警察、消防、消防団、民生委員、区長、災害対策協力会、各種団体や全国各地の皆さまからのご支援をいただきました。

発災当初からの市内道路の倒木除去に始まり、給水支援、長期化した停電に対する入浴支援、また、安否確認や損壊した屋根へのブルーシートの展張作業や支援物資のご提供など、市民の日常を取り戻すため、山武市の復旧において大きな力となりました。ご支援ご協力を賜りました皆さまに深く感謝いたしますとともに、今後も市民の皆さまのご理解とご協力を得ながら、災害からの一日も早い復旧、さらには復興に全力で取り組んでまいります。

山武市長 松下 浩明

防災フェスティバル中止のお知らせ

11月10日(日)に開催を予定しておりました防災フェスティバルは、台風15号および19号の影響により開催を中止いたします。

開催にあたり、ご尽力をいただきました関係機関の皆さま、参加を予定され、ご準備をいただいた市民の皆さまに感謝いたします。開催の中止につきまして、何卒ご理解のうえ、今後とも本市の防災行政の運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

☎ 消防防災課 ☎0475(80)1116

令和2年度 入園申し込み

幼稚園・こども園(短児部)

《入園資格》

市内に住所があり、次の年齢に該当する幼児

3歳児 平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ

※なんごうこども園の入園は4歳児からになります。

4歳児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

5歳児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ

《申込方法》

①募集案内・申込書類の配布

期間・時間 11月1日(金)～(土・日曜日・祝日除く)

午前9時～午後5時

場所 公立こども園・公立幼稚園・子育て支援課(市役所1階)

②申込書類の受付

期間・時間 12月2日(月)～12月13日(金)(土・日曜日除く)

午前9時～午後5時

場 所 山武市役所1階第2会議室

③公立こども園の面接

	施設名	電話番号	受入年齢	日 時	
公立こども園(短児部)	なるとうこども園	0475(82)1355	3歳児～	1月20日(月)	面接は各こども園で行います。時間等詳細につきましては、申請書類提出時に別途ご案内いたします。
	なんごうこども園	0475(82)2689	4歳児～	1月24日(金)	
	しらはたこども園	0475(82)1755	3歳児～	1月21日(火)	
	まつおこども園	0479(86)2300	3歳児～	1月15日(水)	
	おおひらこども園	0479(86)3456	3歳児～	1月16日(木)	

④公立幼稚園の面接

	施設名	電話番号	受入年齢	日 時	
公立幼稚園	日向幼稚園	0475(88)0624	3歳児～	1月14日(火)	面接は日向幼稚園で行います。時間等詳細につきましては、申請書類提出時に別途ご案内いたします。

※募集人数が定員を超えた場合は、抽選のうえ入園予定者を決定します。

☎ 入園を希望する幼稚園、こども園 子育て支援課 ☎0475(80)2632

《令和2年度入園希望の全ての方へ》

※面接では、家庭状況などをお尋ねします。必ず、入園を希望されるお子さんと保護者が第1希望の施設の会場へお越しください。

※現在、入園待機になっている方も新たに申し込みが必要です。希望者が多い場合は、希望する施設に入園できないことがありますので、予めご了承ください。

※現在入園中の方は今回の申し込みは必要ありませんが、継続入園のための現況調査を行います。

※市外の保育施設の場合、希望する自治体の申請期限等をご確認のうえ、子育て支援課へご相談ください。

※令和2年1月から3月の入所を希望する方の受け付けは12月10日(火)までです。



保育園・こども園(長児部)・地域型保育施設

《入園基準》

こども園(長児部)・保育園は、保護者の就労や病気などの理由により、お子さんをご家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。ご家族の中に保育できる方がいる場合や、入学準備・しつけ・集団生活に慣れさせるためなどの理由だけでは、こども園(長児部)および保育園に入園することはできません。

《申込方法》

①募集案内・申込書類の配布

期間・時間 11月1日(金)～(土・日曜日・祝日除く)・午前9時～午後5時

場所 公立こども園・私立保育園・子育て支援課(市役所1階)

②公立こども園(受付・面接)

公立こども園(長児部)	場所		受付期間			
	山武市役所 1階 第2会議室		12月2日(月)～12月13日(金)(土・日曜日は除く) 午前9時～午後5時 ※必ず期間内にお申し込みください			
	施設名	電話番号	受入年齢	面接日時		場所
	なるとうこども園	0475(82)1355	生後10カ月～ 就学前	令和2年1月20日(月)	時間等詳細につきましては、申請書類提出時に別途ご案内いたします。	なるとうこども園
	なんごうこども園	0475(82)2689		令和2年1月24日(金)		なんごうこども園
	しらはたこども園	0475(82)1755		令和2年1月21日(火)		しらはたこども園
	まつおこども園	0479(86)2300		令和2年1月15日(水)		まつおこども園
	おおひらこども園	0479(86)3456		令和2年1月16日(木)		おおひらこども園

※時間等詳細については、申請書類提出時に別途ご案内します。

③私立保育園(受付・面接)

私立保育園は、次の表のとおり申し込みの受け付けと面接を行います。当日は必要事項を記入した申込書類をお持ちください(申込書類の受け付けは、12月13日(金)まで市役所でもできます)。

私立保育園	施設名	電話番号	受入年齢	日時	場所
	日向保育園	0475(88)2505	生後57日目～ 就学前	12月12日(木) 午前9時30分～11時30分 ・午後1時30分～3時	さんぶの森交流センター あららぎ館
	若杉保育園	0475(80)9052			
	蓮沼保育園	0475(86)2193		12月11日(水) 午前9時30分～11時30分	蓮沼出張所 (旧・蓮沼保健センター)

④地域型保育施設

地域型保育施設	施設名	電話番号	受入年齢	その他
	五反田こどもの家	0479(74)8601	10カ月～ 3歳未満	・申込書類は、12月2日(月)～13日(金)までに山武市役所1階第2会議室に提出してください。 ・面接については、希望者に別途ご案内します。
	キッズアップ	0475(82)0866	3カ月～ 3歳未満	

☎ 子育て支援課 ☎0475(80)2632

お知らせ



健康・福祉

台風15号により乳・子宮がん
検診を受診出来なかった方へ

台風15号の影響で9月9日・10

日に乳・子宮がん検診を受診出来
なかった方を対象に検診を行いま
す。

日時 令和2年2月27日(木)

受付時間 午前9時30分～11時・
午後1時30分～3時

自己負担金

乳がん検診 1200円

子宮がん検診 800円

場所 成東保健福祉センター

乳がん検診該当者には、12月中
に通知をします。通知に記載され
た時間内に受付をお願いします。

健康支援課

☎0475(80)1171

11月8日は「いい歯の日」
フッ化物を活用しよう！

フッ化物は正しく使用すること
で、次のような効果を得ることが
できます。

・歯の質を強くする

歯の表面を構成する結晶に取り
込まれ、溶けにくく強い歯質を作

ります。

・初期のむし歯の回復を助ける

フッ素により、溶かされ始めた
歯の表面を修復する再石灰化とい
う働きが高まり、健康な歯に戻す
助けをします。

・酸の産生を抑制する

むし歯の原因菌の働きを弱め、
歯垢(プラーク)が作る酸という歯
を溶かす物質の量を抑えます。

わが国では、フッ化物を使用し
たむし歯予防として次の方法が知
られています。

①フッ化物歯面塗布法

フッ化物を歯面に直接塗布する
方法で、歯科医院で受けることが
できます。

②フッ化物入り歯磨き剤の使用

セルフケアとして使用できます。
現在市販されている歯磨き剤の多
くにフッ化物が含まれています。

③フッ化物洗口

フッ化物を溶かした液で、口の
中をゆすぐ方法です。園など集団
での実施が効果的ですが、かかり
つけ歯科医の指導のもとに、家庭
で行うこともできます。

このように、フッ化物は歯科医
院で受ける専門的なケアと自宅
でのセルフケアに活用することがで
きます。

乳歯も永久歯も、生えたての歯
はやわらかくむし歯になりやすい
ため、フッ化物を有効に活用する
ことで、むし歯のリスクを抑える
ことができます。また、子どもだ
けではなく大人にも効果があり、
加齢や歯周病が原因で露出した歯
の根のむし歯予防にも効果的で
す。家族全員でフッ化物を利用し、
生涯にわたってむし歯予防をしま
しょう。

健康支援課

☎0475(80)1172

11月14日は世界糖尿病デー
です

世界糖尿病デーは、糖尿病の予
防や治療継続の重要性について周
知する重要な機会になっていて、
世界160カ国で糖尿病啓発キャ
ンペーンを実施しています。糖尿
病は、今や世界の成人人口のおよ
そ8・8%となる4億1500万
人が抱える病気です。一般的に死
に至る病気との認識は薄いです
が、年間500万人以上が糖尿病
の引き起こす合併症などの原因で
死亡しています。これは世界のど
こかで、6秒に1人が糖尿病に関
連する病で命を奪われている計算

となります。

糖尿病は、初期だと痛みなどの
自覚症状がないため気づきにく
く、知らずに進行している場合が
多く見受けられます。そのため、
1年に1回は健診を受け、自分の
健康状態を知り、特にメタボリッ
クシンドロームを指摘された人は
生活を振り返り、甘いものやお酒
などのカロリーの摂りすぎ・運動
不足に注意しましょう。

健康支援課

☎0475(80)1171

献血にご協力をお願いします

毎日3000人の方が輸血を

必要としていま

すが、台風の影響

響などにより血
液が不足してい
ます。皆さんの
ご協力、よろし
くお願いします。

日時 12月3日(火)午前10～11時

45分・午後1～4時

場所 成東保健福祉センター

健康支援課

☎0475(80)1173





社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が発送されます

〔年末調整・確定申告まで大切に保管を〕

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納付した保険料の全額です。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。

なお、社会保険料控除を受けるためには、保険料を納付したことを証明する書類(控除証明書や領収証書)の添付が義務付けられています。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください(令和元年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納めた方へは、令和2年2月上旬に送付される予定です)。

☎ ねんきん加入者ダイヤル

0570(003)004

千葉年金事務所

043(242)6320

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

災害時における「避難行動要支援者名簿」を更新します

避難行動要支援者の方には、名簿記載の意思確認を行うために、1月に通知を送付します。

大規模災害が発生した際は、高齢者や障害者など、災害時に迅速に避難できない方が被害を受ける割合が大きくなります。市では、災害発生時に自ら避難することが難しい方の名簿を作成し、平常時から避難支援等関係者と情報共有することで、迅速に避難支援が行える体制づくりを進めています。

市では、避難行動要支援者からの情報提供拒否の意思表示がない限り、平常時から避難支援等関係者に提供できる条例を平成31年3月に制定しました。

なお、災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、災害対策基本法に基づき、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供します。※避難支援等関係者とは、警察、

消防、山武市社会福祉協議会、市内の地域包括支援センター、山武市民生委員児童委員協議会、区および自治会、自主防災組織などをいいます。

※避難支援等関係者に提供する情報は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、連絡先、避難支援を必要とする理由などです。※名簿は、令和2年5月末までに作成します。

※自治会、自主防災組織は、市から名簿の提供を受ける場合は、市と名簿の管理や個人情報取扱いについて協定を締結する必要があります。

☎ 社会福祉課

0475(80)2612

国民健康保険・後期高齢者医療 医療費の一部負担金の 減免等について

災害などの特別な理由により、収入が著しく減少し、医療機関等への一部負担金(医療費の自己負担分)の支払いが困難と認められる場合は、申請により一部負担金について減額・免除・徴収猶予が受けられる場合があります。

特別な理由

震災、風水害、火災その他これらに類する災害によ

り死亡し、精神もしくは身体に著しい障害を受け、または資産に重大な損害を受けたとき。

干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。

事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

・その他右記に類する事由があったとき。

☎ 国民年金課

国民健康保険の方

0475(80)1143

後期高齢者医療の方

0475(80)1142



マチを好きになるアプリ

広報さんむ配信中



お知らせ

11月30日(いいみらい)は
「年金の日」です

「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」を利用すると、パソコンやスマートフォンでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、詳細な条件での試算をすることや、申告に必要な社会保険料(国民年金保険料)控除証明書の再発行申請もできます。

「ねんきんネット」の利用には、利用登録(ユーザIDの取得)またはマイナポータル※からの連携が必要です。年金手帳や年金証書等で基礎年金番号を確認のうえご登録ください。

詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。専用ダイヤル「ねんきんネット」専用ダイヤル

☎0570(058)555

日本年金機構ホームページ
https://www.nenkin.go.jp/

※政府が運営する、行政手続きなどができるオンラインサービス

特定健康診査「未受診者健診」
のお知らせ

市では、7～8月に実施した特定健康診査を受診できなかった方(山武市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者)を対象に未受診者健診を実施します。まだ、受診されていない方は、ぜひこの機会に受診しましょう。

対象者 40歳以上の国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者

日時 11月26日(火)午前9～11時・午後1時30分～3時・11月27日(水)午前9～11時

場所 成東保健福祉センター

費用 無料

持ち物 受診票、健康保険証、採尿器

受診方法 直接会場にお越しください。

問 国保年金課

☎0475(80)1143



子育て・教育

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間

性別や間柄を問わず、暴力は決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力、性犯罪、ストーカー行為など、女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじる行為です。被害にあっている人がひとりで苦しまないよう、暴力を許さない社会をつくっていきましょう。ご自身や周囲の方で被害を受けていたら、ひとりで悩まずご相談ください。

市の相談窓口 家庭児童相談室

相談日 月・金曜日(祝日休み)

相談時間 午前9時～午後5時

☎0475(80)2634

女性サポートセンター電話相談

毎日24時間受付(女性専用)

☎043(206)8002

令和元年度「里親制度説明会」

現在、日本中で保護者の病気や離婚、または虐待などのさまざまな理由から家庭で暮らすことのできない子どもたちがたくさんいます。まずは知ることからはじめてみませんか？

す。まずは知ることからはじめてみませんか？

日時 2月2日(日)午後1～3時

場所 茂原市二宮福祉センター

その他 参加費無料

申・問 NPO法人 子ども家庭サポートセンターちば オレンジの会

☎0470(28)4288



広報さんむ「我が家のアイドル」大募集

我が家のアイドルを募集しています。お子さん(就学前まで)の写真を掲載しませんか。詳しくはお問い合わせください。



問 市民自治支援課 ☎0475(80)0152



暮らし・環境

秋季全国火災予防運動

「ひとづつ
いいねーで確認 火の用心」

11月9～15日まで秋季全国火災
予防運動を実施します。

これからは、空気が乾燥し火災
が発生しやすい時季を迎えます。
火災から大切な命と財産を守るた
め「住宅火災 いのちを守る 7
つのポイント」を実践しましょう。

◆3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものか
ら離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れる
ときは、必ず火を消す。

◆4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用
火災警報器を設置する。
- ②寝具や衣類、カーテンからの火
災予防のため、防災品を使う。
- ③火災を小さいうちに消すため
に、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を
守るために、隣近所の協力体制
をつくる。

問 消防防災課

☎ 0475(80)1119

全国一斉

「女性の権利ホットライン」

強化週間

夫・パートナーからの暴力やス
トーカー等の女性をめぐる各種の
人権問題について、「女性に対する
暴力をなくす運動」期間中、全国
一斉に人権擁護委員が「女性の人
権ホットライン」を通じて、相談
に応じることになりました。

千葉県女性の権利ホットライン
では、次のとおり相談に応じます
ので、どうぞお電話ください。

日 時 11月18日(月)～22日(金)午前
8時30分～午後7時

対応者 千葉県人権擁護委員連合
会女性人権擁護委員、または千

葉地方法務局人権擁護課職員

☎ 0570(070)810

日 時 11月23日(土・祝)～24日(日)
午前10時～午後5時

対応者 東京法務局人権擁護部

☎ 0570(070)810

問 千葉県人権擁護委員連合会事
務局(千葉県法務局人権擁護

課内)

☎ 043(247)3555



11月25日～12月1日は

犯罪被害者週間です

犯罪被害者やその家族の方が、
被害から立ち直り、再び平穩に過
ごせるようになるためには、社会
全体で犯罪被害者等の方々を思い
やり、支えていくことが重要です。
犯罪被害者等の方々に対する理
解や支援がなされ、その尊厳が守
られる社会づくりを推進すること
を目的に、犯罪被害者週間に合わ
せて「千葉県民のつどい」を開催し
ます。

日 時 11月24日(日)開演午後1
時・受付正午

場 所 千葉市生涯学習センター

内 容 犯罪被害者遺族による講
演および被害者支援音楽会

参加費 無料

申込方法 氏名・年齢・電話番号・
人数を書いて郵送、ファクス、

メール、または電話で申し込み

申込期限 11月20日(水)

問・問 公益社団法人千葉犯罪被害
者支援センター(T26000013

千葉市中央区中央3-9-16

大樹生命千葉中央ビル7F)

☎ 043(225)5451

FAX 043(225)5453

☎ 043(225)5453

☐ chibacvs@orion.ocn.ne.jp

11月は児童虐待防止推進
月間です

児童虐待の疑いがあるとして児
童相談所に通告された児童数は、
ここ数年増加傾向にあります。

子どもの心身の発達や人格の形
成に重大な影響を与える児童虐待
は社会全体で解決すべき問題です。
児童虐待かも?と思ったら…す
ぐにご連絡くだ
さい。

あなたのお電話で救わ
れる子どもが
います。



市の相談窓口 家庭児童相談室

相談日 月・金曜日(祝日休み)

相談時間 午前9時～午後5時

☎ 0475(80)2634

児童相談所全国共通ダイヤル

☎ 189(24時間対応で、最寄り
の児童相談所につながります)

千葉県子ども・家庭110番

☎ 043(252)1152(24
時間対応で、千葉県中央児童相
談所につながります)

千葉県警察少年センターヤング・
テレホン

☎ 0120(783)497

緊急の場合には、110番を!

お知らせ

「ご存じですか?労働委員会」
「個別的労使紛争のあつせん」

千葉県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利益変更などの労働関係のトラブルについて、労働委員会の委員が間に入って、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあつせん」を行っています。

あつせんは無料で、労働者、使用者どちらからでも申請できます。あつせんを希望される方は、お気軽にお問い合わせください。

☎ 043(223)3735
(千葉県庁南庁舎7階)

狩猟期間が始まります

11月15日から令和2年2月15日までの3カ月間は狩猟が解禁となります。ハンターの方々には法令を遵守し、事故等を起こさないように十分注意するようお願いしています。狩猟期間が始まります。山林・原野に立入る際は、ハンターが認識しやすいように、赤、オレンジ等の目立つ色彩の服装の

着用や、ボリュウムをあげたラジコを携帯するなど、十分ご注意ください。さるようお願いいたします。

☎ 0475(55)3862
千葉県山武地域振興事務所
地域環境保全課

動物による危害防止対策
強化月間

11月は「動物による危害防止対策強化月間」です。次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

◆人が犬にかまれる事故が、平成30年度は県内で140件発生しました。

・飼犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、犬が狂犬病の疑いがないかどうか獣医師の検診を受けさせる必要があります。

・犬を飼う場合には、事故を起こさないようなしつけ、飼い方をすることが重要です。

・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。

・犬は来訪者の届



かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。

◆犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。

◆猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができます。また、屋外にいる飼い主のいない猫には、特に過度のふれあいは避け、かまれたりひつかかれたりしないように注意しましょう。

◆犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(91日齢未満の犬猫を除く)。

◆一部のサル、ヘビなどの特定動物を飼う場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

◆ペットがいなくなったらすぐ探し、保健所、警察、動物愛護センターに電話等で届け出ましょう。また、迷子札をつける、動物病院で「マイクロチップ」を装着および登録するなどして、保護された際に飼い主がわかるようにしましょう。

◆動物は責任をもって最後まで面倒をみましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、

新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは飼い主探しをお手伝いします。

◆動物愛護センターでは、定期的に「犬の飼い方・しつけ方教室」を開催しています。また、動物愛護やしつけ方、動物由来感染症などについて、学校、地域の勉強会に講師を派遣します。

☎ 0475(54)0611
山武健康福祉センター(保健所)
県動物愛護センター

☎ 0476(93)5711
同東葛飾支所

☎ 04(7191)0050

千葉県最低賃金改正のお知らせ

10月1日から千葉県最低賃金が時間額923円に改正されました。

※最低賃金の詳しい内容につきましては、千葉県労働局労働基準部賃金室または最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

☎ 043(221)2328
千葉県労働局労働基準部賃金室

千葉県労働局ホームページ

☎ <https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roundoukyoku/>